

中国農村合作社制度の分析

Analysis of System of Chinese Rural Cooperatives

河原昌一郎

本稿は、すでに 80 年を超える歴史を有する中国農村合作社制度の通史的研究に取り組み、その農業共同化機能および組織・企業形態の分析・解明を行うとともに、中国農村合作社制度変動の独自性または特色を明らかにしたものである。

1920 年代の民国期中国に導入された農村合作社制度は、ライフアイゼン型の合作社制度であった。中国への合作社制度の導入は、華洋義賑会を中心として、国民党政府との協力の下に進められた。当初は、無限連帯責任制を基礎として組合員に信用貸付を行うというライフアイゼン原則に基づいて農村合作社の設立が進められていたが、1930 年代になって商業銀行が農村貸付を急速に拡大させるようになるに伴って制度が変質し、実質的に個々の組合員の物的担保による有限責任制へと移行した。

ただし、農民にとって合作社は基本的に借金の機会を得るために必要な組織にすぎなかったのであり、合作社制度の趣旨は農民には十分に理解されず、合作社制度が中国農村に定着することはなかった。

新中国成立後には、民国期の合作社制度は基本的に継承されることなく、中共政府による新たな農村合作社政策が進められる。

新中国成立直後の合作社制度の基本的枠組は、1949 年 9 月の「中国政治協商会議共同綱領」で与えられるが、そこでは農民の私有制に基づく个体経済を前提にして供銷合作社または農村信用社の設立が考えられていた。

ところが、初級合作社が設立され、農業経営主体が農家から農民集団となることによって、農民の個別経済を基礎とする制度的枠組が消失し、合作社制度は農業生産の集団化を基礎とする新たな枠組へと移行する。ここでは、供銷合作社または農村信用社には農民の个体経済を前提とする農業共同化機能は必要

とされず、これに代わって、国家の経済計画に即して農民集団経済を指導・支援することが供銷合作社または農村信用社の重要な役割とされる。

さらに、初級合作社が高級合作社となり、郷を区域とするような高級合作社が設立されるようになると、党委による高級合作社、基層供銷社、農村信用社に対する統一的指導の強化が進み、政社合一の人民公社制度を準備することとなった。

政社合一の人民公社は、国家行政機構としての性格を併せ有していたため、土地改革・農業合作化期に必要とされていた供銷合作社または農村信用社の農民集団経済に対する指導的地位は必然的に消失することとなった。ソ連のコルホーズでは、国家経済が農民集団経済との経済的接点を通じて農民集団経済を指導するという体制がとられていたが、人民公社ではこうした考え方はとられず、公社党委の人民公社に対する統一的指導を基礎にして、党における中央・地方の指導関係が重視される体制となっていたのである。

初期公社が安定期公社に移行すると、基本採算単位は生産隊とされるが、公社党委が供銷合作社および農村信用社を含めて指導を行うという人民公社制度の基本的枠組は維持されていた。

改革開放政策の開始とともに、中国農村では農業生産請負制が急速に進展し、それと同時に農村合作社制度改革のあり方が検討される。

人民公社の解体という新たな情勢の中で、農村合作社制度の基本的考え方を示したものが 1984 年 1 号文件である。同文件では、社区経済組織、供銷合作社、農村信用社および專業合作組織の基本的な役割や組織改革の方向を規定していたが、現実には農民の供銷合作社離れが進行するなど、合作社制度の改革は思うように進まなかった。

このため、どのような組織が農業社会化服務を担うのが適当かという議論がなされるようになっていたが、農村においても市場化への対応の要請が強まる中で、2006 年 10 月に農民專業合作社法が制定され、現在では、農家請負經營を基礎とし、社区経済組織、供銷合作社および農村信用社との連携の下での專業合作組織の発展が主たる方向として考えられるようになっている。